

高島市自立相談支援機関

つながり応援センターよろず

令和3年度生活困窮者自立支援事業年次レポート

高島市／社会福祉法人高島市社会福祉協議会

令和4年3月

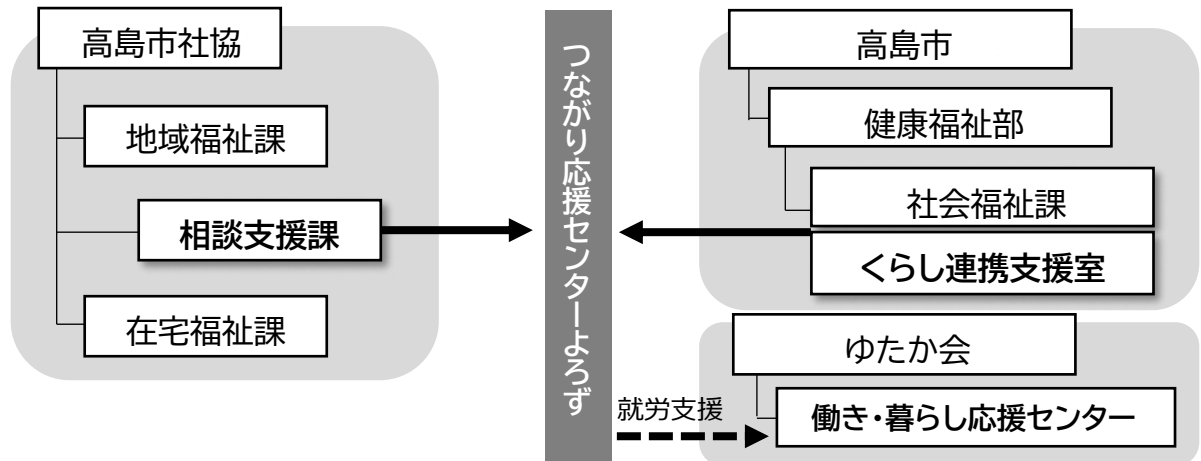
【 目 次 】

1. 相談支援のための体制	2
自立相談支援機関の運営体制／人員配置／実施事業／その他事業実施にかかる関連事業	
2. センター運営・事業の進行管理のための会議	3
個別支援ミーティング／個別アセスメント会議／支援管理・運営管理ミーティング	
支援調整会議／事務局会議	
3. 相談支援業務の実績	4
相談の概況／支援プラン作成	
相談者の年代と性別／相談経路	5
相談機関へのつなぎ	6
4. 事業推進のネットワークや開発的取り組みの実績	8
(1) 関係機関ネットワークによる問題共有と地域課題化のための会議の種類と目的	
(2) 関係機関ネットワークによる問題共有と地域課題化のための会議の運営に関する実績	9
つながり応援センターよろず運営委員会	
庁内連携会議	10
子どもの貧困対策情報交換会	11
つながり応援支援者ネットワーク会議	12
就労支援機関連絡会	13
(3) 他機関との連携を進める取り組みや開発的な取り組み・事業の種類と目的	14
(4) 他機関連携を進める取り組みや開発的取り組みの実績	15
相談支援機関や相談窓口職員のためのネットワークづくり	
生活困窮者支援のための緊急支援物資支援のネットワークづくり	16
ひきこもり状態にある方やその家族のための居場所づくり	17
困窮する世帯の子どもへの支援に関する事業	18
就労支援に関する事業	20
5. その他 関連事業の取り組みの実績	21
分野別相談支援センター連絡会	
就労準備支援事業との一体実施	
ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業	
高島市福祉施設協議会による地域貢献の取り組み	
6. 広報・啓発等の取り組みの実績	23
広報／その他会議・取り組み等／研修参加／視察・視察受入等	
7. これから取り組むべきこと	24
巻末資料	25
事業推進ビジョンイメージ図／事業の広がり図／各種事業要綱等	

1. 相談支援のための体制

(1) 自立相談支援機関の運営体制

高島市自立相談支援機関として、高島市社会福祉協議会相談支援課内に「つながり応援センターよろず」を設置し、引き続き高島市健康福祉部社会福祉課暮らし連携支援室と高島市社会福祉協議会相談支援課の共同事務局体制のもと運営をしました。自立相談支援機関の就労支援員については、社会福祉法人ゆたか会「働き・暮らし応援センター」に配置されています。



(2) 人員配置

- ・ センター長 1 名、主任相談支援員 1 名、相談支援員 1 名、家計改善支援員 1 名
子どものあしたコーディネーター 1 名
- ・ 就労支援員 2 名（働き・暮らし応援センターに配置）

(3) 実施事業

- 1) 自立相談支援事業
- 2) 家計改善支援事業
- 3) 生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業
- 4) ひとり親家庭等の子どもの生活・学習支援事業
- 5) 就労支援事業（働き・暮らし応援センターが実施）
- 6) 被保護者就労支援事業（働き・暮らし応援センターが実施）

(4) その他事業実施にかかる関連事業

- 1) 分野別相談支援センター連絡会
- 2) 就労準備支援事業との一体実施
- 3) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業（滋賀県社会福祉協議会から助成）
- 4) 社会福祉法人の地域貢献への取り組み
- 5) 生活困窮世帯のための緊急支援物資や支援ネットワークづくり
- 6) フードバンクびわ湖たかしまとの連携

2. センター運営・事業の進行管理のための会議

日々支援にあたる相談支援員がケースを抱え込まず、センターとして支援の進行管理が行えるよう「個別支援ミーティング」を実施しました。

特に検討が必要な状況にある時は随時「個別アセスメント会議」を開催し、時機を逃さずチームによるケース検討を行いました。

プラン作成に伴う「支援調整会議」は、「支援管理ミーティング・運営管理ミーティング」の機会に合わせて実施し、それぞれの相談支援員が時期を意識しながら面談やプランニングができるよう実施しました。

会議体の運営や開発的取り組みの進行管理を行うために定期的に「運営管理ミーティング」や「事務局会議」を実施しました。

(1) 個別支援ミーティング（開催回数 2 回、総実施時間 3 時間）

新規相談ケースについて確認・共有を行いました。

2 週間に 1 回開催予定でしたが、貸付対応相談が急増したため、今年度は年 2 回開催しました。

(2) 個別アセスメント会議（開催回数 5 回、総実施時間 6 時間）

困難な状況にあるケースや課題整理が必要なケースについてアセスメントを行うために随時開催しました。インテークからアセスメントの過程において実施しました。

(3) 支援管理・運営管理ミーティング（開催回数 23 回、総実施時間 30 時間 15 分）

相談受付状況や支援ケース全体の状況把握と進行管理および事業運営に関する進行管理を行うため月 2 回の頻度で開催しました。

(4) 支援調整会議（開催回数 21 回、総実施時間：19 時間 45 分）

プラン作成や支援継続、終結のための評価を行うため、支援管理・運営管理ミーティングに合わせて実施しました。

(5) 事務局会議（年 2 回、実施時間 3 時間 30 分）

共同事務局である市と市社協の担当課により、事業運営についての協議と事業の進行管理を行うため、実施しました。

3. 相談支援業務の実績

(1) 相談の概況

- ・ 新規相談受付件数は 204 件あり、昨年度に比べ半減したものの、新型コロナ感染流行前の約 2 倍の相談が見られました。
- ・ 新型コロナ特例貸付に係る相談が多く、新規相談全体の約 60%を占めました。
- ・ コロナ禍における相談の特徴として、借入れをすることが目的化し、家計の見直しのための継続的な相談にはつながりにくい傾向が見られました。
- ・ 高齢の年金生活者からの慢性的な生活費の不足に関する相談が増加しました。
- ・ 若年層では、自営業者や無職者の相談が多く、就労や転職活動の支援を必要とするケースが増加しました。また、20代～30代の相談者では、コミュニケーションや人間関係の構築に課題が見られる傾向がありました。
- ・ 就労支援の相談では、過去の失敗体験の積み重ねから自己肯定感が低い方や、就労準備段階の方も多く、就労準備支援事業等との連携を強め段階的な支援を進める必要があります。
- ・ 目先の手立てとしてあった貸付をはじめ、緊急的な経済対策や一時的な困窮者支援が徐々に終了していることから、今後、いかに生活再建ための「相談」に意識を向けてもらえるかが重要です。

(月別相談件数推移)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	22	28	18	22	20	14	12	16	16	8	17	11	204

(2) 支援プラン作成

- ・ 今年度のプラン作成は 42 件あり、その内家計改善プランの作成は 16 件でした。
- ・ 就労支援プラン作成は 30 件あり、その内就労準備支援事業利用のためのプラン作成は 7 件でした。
- ・ 家計改善支援プランについては、新型コロナ特例貸付の申請のための新規相談への対応や、コロナ感染拡大時期の接触機会の制限等により、継続的な関わりからプラン作成につなげることが難しい状況がありました。
- ・ 新型コロナ特例貸付を希望する相談者では、借入れすることが目的化し、抜本的な家計改善のために自立相談支援機関に継続的に相談したいという意識が希薄である傾向が見られました。
- ・ 就労支援プランについては、コロナ禍に対応した住宅確保給付金や自立支援金の受給の要件としてプラン作成が求められたことにより、プラン作成が増加しました。

(プラン作成件数と内訳) ※プランに重複あり。

プラン作成件数	42 件
家計改善支援プラン作成件数	16 件
就労支援プラン作成件数 (内、就労準備支援事業プラン作成件数)	30 件 (7 件)

(3) 相談者の年代と性別

- ・ 40代が最も多く、次いで20代、50代、60代と続いています。
- ・ 全体に占める割合では、昨年度に比べ20代が大幅に増加し、50代から70代は横ばい、30代と40代は減少しました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等で現役世代からの相談が増加しましたが、昨年度とは違い20代の自営業者または無職者からの相談に増加が見られ、30代と40代の被雇用者からの相談は減少が見られました。

(年齢別・性別・件数)

	~20代	30代	40代	50代	60代	70代~	不明	計
男性	23	12	25	21	25	18	7	131
女性	12	6	17	13	6	10	9	73
計	35	18	42	34	31	28	16	204

(4) 相談経路

- ・ 本人が135件(66%)と半数以上を占め、関係機関と関係者からが46件(22%)ありました。
- ・ 関係機関と関係者からは、くらし連携支援室から11件、市社会福祉課(生活保護チーム)から10件あり半数近くを占めました。
- ・ くらし連携支援室からつながった相談では、納税課や上下水道課、都市政策課から一旦庁内の連携窓口であるくらし連携支援室に市税等の滞納を切り口とした相談が行われており、その後、くらし連携支援室とつながり応援センターよろずの連携により生活再建に向けた相談につながっています。
- ・ 計画相談事業所等の障がい福祉サービスやケアマネージャーなどの介護保険サービスの支援者、医療機関など多様な関係機関と関係者からのつながりがありました。

(相談経路の内訳)

本人	135	高島保健所	1
家族	12	虹の会(虹カフェ)	1
知人・友人	7	子ども家庭相談センター	1
くらし連携支援室	11	今津駅前メンタルクリニック	1
社会福祉課	10	ハローワーク	1
社協:地域福祉課	3	大阪府社協	1
社協内	2	仲間のWA	1
障がい福祉課	2	学校(先生)	1
市役所支所	2	県議員	1
ケアマネ	2	勤務先の会社	1
コンパス	2	パンフレット	1
あずくる高島	1	ネット	1
納税課	1	市広報	2
			204

(5) 相談機関へのつなぎ

- ・今年度の新規相談の内、関係機関へのつなぎで終了となったケースは 7 件ありました。
- ・生活保護や生活福祉資金等貸付担当へのつなぎは、相談者の目的が貸付利用にみられるような目先の経済的な支援を求められ、継続的な相談に発展しにくかったことがあります。

(相談機関のつなぎ先の内訳)

市社会福祉課（生活保護）	2	市民協働課	1
生活福祉資金等貸付担当	2	コンパス	1
くらし連携支援室	1		

2021年度 生活困窮者自立相談支援事業 月次実績詳細報告

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
新規相談受付件数(本人未特定を含む)		22	28	18	22	20	14	12	16	16	8	17	11	204
(うち)本人特定のみ(本人同意なしを含む)		22	28	18	22	20	14	12	16	16	8	17	11	204
(うち)本人特定のみ(本人同意ありのみ)		15	17	8	11	15	9	6	11	10	2	5	3	112
プラン策定前支援終了件数(初回スクリーニング時)		9	7	9	13	6	5	6	4	4	7	9	11	90
うち	情報提供のみで終了	8	7	9	12	4	4	6	4	4	7	7	9	81
	他機関へのつなぎで終了	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	2	2	8
	スクリーニング判断前に中断・終了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
支援決定・確認件数(再プランを含む)		2	5	2	2	3	2	3	6	5	4	3	5	42
うち 支援決定あり		1	4	1	0	0	2	1	3	5	3	0	3	23
就労支援対象者数(プラン期間中の一般就労を目標にしている)		1	0	0	1	2	1	2	3	0	1	3	3	17
事業 法に 基づ く	住居確保給付金	0	0	1	1	3	0	2	2	0	0	2	1	12
	一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家計改善支援事業	1	2	1	0	0	2	0	1	4	2	0	3	16
	就労準備支援事業	0	2	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	7
	認定就労訓練事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その 他	自立相談支援事業による就労支援	1	2	1	2	3	1	3	5	2	1	3	3	27
	生活福祉資金による貸付	0	0	1	1	2	0	1	2	2	0	2	1	12
生活保護受給者等就労自立促進事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価実施件数(再プランを含む)		7	3	3	5	4	5	2	6	2	2	2	7	48
評価 結果	終結	6	2	3	4	2	1	0	2	1	2	1	2	26
	再プランして継続	1	1	0	1	2	4	2	4	1	0	1	5	22
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
見ら れた 変化	変化あり	7	2	3	4	2	3	2	5	1	2	1	6	38
	変化なし	0	1	0	1	2	2	0	1	1	0	1	1	10
①評価実施件数中就労支援対象プラン作成者分		4	2	0	2	1	1	0	2	2	2	1	4	21
うち	一般就労開始	1	0	0	1	0	1	0	2	1	1	0	2	9
うち	就労収入が増加	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
②評価実施件数中、就労支援非対象プラン作成者分		3	1	3	3	3	4	2	4	0	0	1	3	27
うち	一般就労開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち	就労収入が増加	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	4
③プラン作成者以外														
うち	一般就労開始	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	3
うち	就労収入が増加	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2

4. 事業推進のネットワークや開発的取り組みの実績

相談支援で把握された問題を掘り下げ、必要な取り組みの方向性を関係機関と共有し、協働して取り組んでいくためのネットワークとして、「つながり応援センターよろず運営委員会」を開催しました。この委員会で整理した課題について、さらに専門的な機関や団体等と協議を深めて事業を推進するため、プロジェクト会議を開催しました。

(1) 関係機関ネットワークによる問題共有と地域課題化のための会議の種類と目的

1) つながり応援センターよろず運営委員会（生活困窮者自立支援機関運営委員会）

相談支援を通じて把握した問題を共有し、関係機関と協働した連携や取り組みを生み出していくための官民のネットワークとして設置しています。

2) 庁内連携会議（高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議）

生活困窮者の問題に対応できるよう、庁内の体制や連携を強化するための問題共有と協議の場として設置しています。

3) 子どもの貧困対策情報交換会

貧困の連鎖を断つことを目的に、市内の子ども・子育て支援機関や学校教育関係者、また地域の子ども食堂の活動者等と、子ども・子育て世帯を取り巻く問題の共有や取り組みの共有を行い、各支援や取り組みがつながり合うことを目的とした場として設置しています。

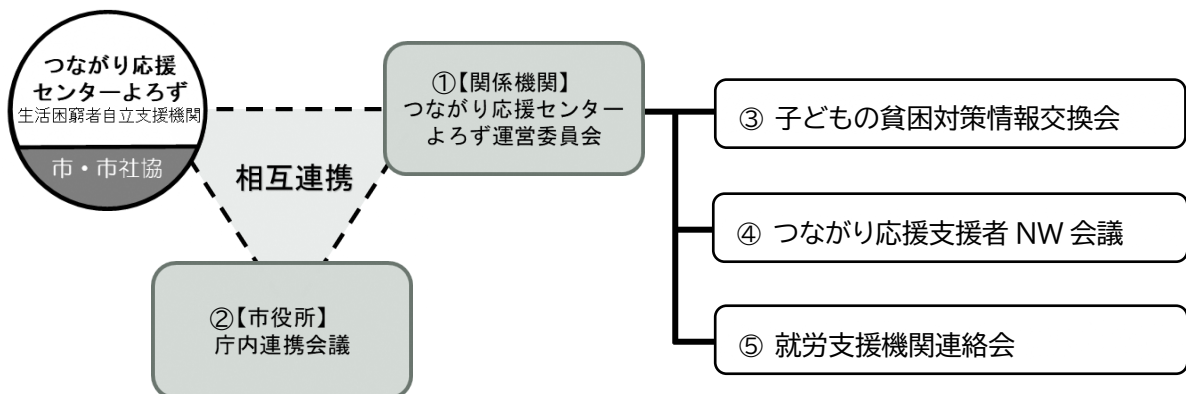
4) つながり応援支援者ネットワーク会議

ひきこもり者の支援に関わる機関同士が、本圏域における課題を整理するとともに、必要な取り組みや連携のあり方について話し合うことを目的としたネットワークとして設置しています。

5) 就労支援機関連絡会

本圏域で就労支援に関わる機関同士が情報を共有し、有機的な連携や協働につながることを目的とした連絡会として設置しています。

事業推進のための関係者ネットワークの体系



※ 高島市における生活困窮者支援の展開は、官民のネットワークである「よろず運営委員会」と「庁内連携会議」を多機関参加による事業推進のための2つの大きなエンジンとして運営し、さらに具体的なテーマによる取り組みの推進や連携促進のための部会(連絡会)やプロジェクトを設置しています。

(2) 関係機関ネットワークによる問題共有と地域課題化のための会議の運営に関する実績

1) つながり応援センターよろず運営委員会

相談や取り組みにより掘り起こされた生活困窮者の問題に対して、多機関協働のネットワークにより課題解決に向けた連携や、開発的な取り組みが進むことを目的に運営委員会を開催しました。

回数	日時	会場	内容
1	令和3年7月20日 午前10時～12時	高島市役所 新館3階 会議室11・12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昨年度の事業報告 ○ 今年度の重点取組事項に関する報告 ○ 高島市における多機関協働による総合相談支援体制づくりの現状報告 ○ 意見交換 「困窮者支援の課題意識と必要な連携や支援について」
2	令和4年2月18日 午前10時～12時	オンライン (ZOOM会議)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域生活つむぎあいプロジェクトによる取組の状況と生活困窮者支援に関する取組の連動について報告 ○ 高島市における生活困窮者支援に関する相談支援と開発的取組の状況報告 ○ 意見交換 「必要な広がりや連携について」

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会を目指し、高島市において進められている包括的支援体制や重層的支援体制の整備状況を共有し、これまでの生活困窮者支援における支援体制づくりやネットワークづくりの取組みとの棲み分けや、今後の連携の方向性について全体で共有することができました。 ・地域福祉の推進を基盤に、これまで構築してきた多機関協働のネットワークにより開発的に生み出されてきた資源等について、改めて共有するとともに、これからの展開やそのための連携について話し合うことができました。 ・コロナの感染拡大期においても、オンラインを活用し、参集型と変わらず会議を開催することができました。
----	---



2) 庁内連携会議

生活困窮者の問題に対応できるよう、庁内の連携や体制を強化するため開催しました。なお、昨年度から本会議（「生活困窮者自立支援対策庁内連携会議」）は、生活困窮者を含む様々な困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談支援体制を確立し、本市における地域共生社会の実現を目指す“地域生活つむぎあいプロジェクト”の「庁内連携つむぎあい会議」と一体的に開催されることになりました。

回数	日時	会場	内容
1	令和3年6月30日 午後1時半～3時半	高島市役所 新館3階 会議室11・12	① 説明：会議及び構成員の役割について ② 説明：関係事業の進捗状況について ③ 意見交換：「連携を進化、強化させるために出来ることは？」、「つむぎあいシート、行動連携計画シートの運用について」
2	令和4年1月12日 午前10時～12時	高島市役所 新館3階 会議室11・12	① 説明：関係事業の進捗状況について ② 研修：情報弱者への情報の伝え方 ③ 意見交換：「研修を聞いて、今後実践しようと思ったこと」「つむぎあいシートの活用について」

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内での連携時に必要な視点や意識、連携を阻害する要因についての話し合いを行うことで、連携意識の醸成を行いました。 ・今年度より庁内連携時に活用するための「つむぎあいシート」の運用を開始し、本会議においてつむぎあいシートの利用説明を行うとともに、第2回のグループワークでは実際のシートを活用して相談事例を書き込んでみる等により連携促進についての研鑽を行いました。 ・企画広報課との共催として、「情報弱者への情報の伝え方について」と題して、広報誌やSNSなど各メディアの特性と利点を理解して活用するための研修・意見交換を行いました。 ・グループワークも含めた集合型研修で実施する中で、コロナ禍での移動の制約等もあり、特に各支所からの参加が減少したため、会議終了後には検討結果を集約したものを庁内イントラネットで共有するなどの方法に取り組みました。
----	---



3) 子どもの貧困対策情報交換会

困窮する子ども子育て世帯の支援のための関係機関の協議・協働の場として、子ども・子育て支援に関わる行政、教育、福祉関係機関等と地域の活動者やボランティアを対象に情報交換会を開催しました。

今年度は、「ひとり親家庭等の現状や課題についての理解を深め、また支援のための制度やメニューについて学び、それぞれの立場で出来る支援や取り組みを考えること」をテーマに開催しました。

回数	日時	会場	内容
1	令和3年12月16日 午後1時半～3時半	高島市役所 新館3階 会議室11・12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高島市における現状と取り組みの報告 ○ 講演「ひとり親家庭の子どもたちの進路とできる支援について」 (株)マイライフ・エフピー 加藤 葉子氏 ○ 意見交換

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・講師からひとり親家庭等の家計状況や困り事の傾向などの情報提供を受けた後、支援のための様々な制度について説明を受け、支援関係者の認識と知識を深める場となりました。 ・得た知識をどう活かしていけるか意見交換を行い検討することができました。
----	---



【参加機関】

市内の小学校、中学校、高等学校、学童保育、スクールソーシャルワーカー、保護司、民生委員、社会福祉法人、NPO法人、フリースペース関係者、社協コミュニティワーカー、社協生活福祉資金担当、学校教育課、社会福祉課、子ども家庭相談課、子ども・若者支援センターあすくの高島、つながり応援センターよろず

4) つながり応援支援者ネットワーク会議

ひきこもり状態にある方やその家族の支援に関わる関係機関が、支援や取り組みの現状や課題の共有を行い、連携した支援や取り組みについて話し合う場として開催しました。

今年度は、「専門職による支援」と「つながれる人や場所による関わり（関係性）の支援」が両輪として充実していくための視点や連携について学び、話し合いました。

回数	日時	会場	内容
1	令和3年10月13日 午前10時～12時	高島市役所 新館3階 会議室9・10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講演「ひきこもる人の気持ち」 NPO 法人パノラマ 石井正宏氏 ○ 意見交換「支援のポイントと大切にしたい視点について」 ○ 質疑応答

※今年度の2回目は「市内の居場所について知り合う」内容での実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、開催を次年度に延期することになりました。

評価	<p>・居場所づくりや関係性の支援に先駆的に取組まれている講師のお話から、ひきこもり状態にある方の支援に際しての「支援者の立ち位置」を改めて確認するとともに、「関係性の支援」の重要性を学びあうなか、参加者同士の認識を共有し意識を向上することができました。</p>
----	---



【参加機関】

障がい者相談支援センターコンパス、働き・暮らし応援センター、子ども・若者支援センターあすくる高島、学校教育課、社会福祉課、子ども家庭相談課、つながり応援センターよろず

5) 就労支援機関連絡会

前年度からの重点取り組み事項について、市内の就労支援を行う機関がそれぞれ見えてきた課題を共有し、関係機関の相互理解と連携強化を図ることを目的に、連絡会を3回実施し重点取り組み事項についての協議を深めました。

<令和3年度重点取り組み事項>

- ① 情報や状況を共有し、行動を連携して行っていく。
- ② 専門職としての共通の課題をテーマに研修会を開催し、スキルアップを図る。
- ③ 支援機関が、支援が必要と思われる人と早期につながる仕組みづくりを行う。
- ④ 60歳以上の人への就労支援や居場所等新たな資源の生み出しを検討する。

回数	日時	会場	内容
1	令和3年6月18日 午前10時～12時	高島市役所 新館3階 会議室	① 各機関の新規情報の共有と課題共有 ② 今年度の取り組みについて
2	令和3年12月13日 午後2時～4時30分	ほろん3階会議室 (ZOOM併用)	① 研修会 「発達障がいのある被との就労支援」 講師 滋賀県発達障害者支援センター 巽良太氏 ② 情報共有 ③ 次回の進め方について
3	令和4年3月11日 午前10時～12時	新旭公民館2階 視聴覚室	① 情報共有「学校と福祉の相互理解」 話題提供：安曇川高校厚生課田中氏 ② 今年度の振り返りと次年度の進め方

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関が日々の個別支援を通じて見えてきた課題を、就労支援機関連絡会の場で情報交換し、地域課題として関係機関が共有できるよう取り組みました。 ・今年度の重点取組項目の②について、専門職のスキルアップを目的に「発達障害」について「基礎編」から「就労編」までを学べる3回連続講座として実施することができました。また、「基礎編」については相談窓口職員連絡会と併催としたことで、多くの参加者のもと実施することができました。 ・今年度の重点取組項目の③について、第3回目の連絡会に話題提供者として安曇川高校にも参加いただけたことで、連絡会の構成機関と学校の相互理解を深めることができました。また、意見交換を通じて次年度以降に高校と福祉関係機関の連携を深めていくことの確認ができました。
----	---

(3) 他機関との連携を進める取り組みや開発的な取り組み・事業の種類と目的

1) 相談支援機関や相談窓口職員のためのネットワークづくり

相談支援機関だけではなく社会福祉施設や庁内各種窓口等においても、相談を受け止め必要な支援につないでいけるよう、相談を受ける機会のある職員を対象に、生活困窮者支援における問題を学び合うとともに、連携のための関係性構築の機会として「相談窓口職員連絡会」を開催しています。

2) 生活困窮者のための緊急支援物資支援のネットワークづくり

生活困窮等の事情により緊急一時的に食料や物資の支援が必要な世帯を支援する支援者を応援する仕組み。関係機関との緊急支援物資支援のためのネットワークの構築を図っています。

3) ひきこもり状態にある方やその家族のための居場所づくり

ひきこもり状態にある方の参加やつながりづくりを支援する取り組みとして、関係機関による連携ネットワーク（前掲「つながり応援支援者ネットワーク」）の構築とともに、参加支援を進めるための地域の居場所づくりや、資源に関する情報発信ツール（「ゆるまち通信」）の作成等を行っています。

4) 困窮する子ども子育て世帯の支援に関する事業

困窮する子育て世帯の子どもの居場所（「フリースペース」等）づくりと、関係機関の支援ネットワークの構築に取り組んでいます。

5) 就労支援に関する事業

社会福祉法人虹の会により「就労準備支援事業」、また社会福祉法人大阪自彊館により「認定就労訓練事業」が実施されています。

それぞれの取り組みについての詳細については次頁から紹介します。

(4) 他機関連携を進める取り組みや開発的取り組みの実績

1) 相談支援機関や相談窓口職員のためのネットワークづくり

相談支援機関や相談を受ける機会のある職員が、生活困窮者支援における問題について学び合うとともに、連携のための関係性を深めることを目的に「相談窓口職員連絡会」を開催しました。

今年度は、「発達障がい支援に学ぶ、より良いコミュニケーションのとり方」をテーマに開催し、30 機関から 57 人の参加を得て、窓口や相談場面における丁寧な対応について学び合いました。

回数	日時	会場	内容
1	令和3年11月16日 午後1時半～3時半	高島市役所 新館3階 会議室11・12	○ 講義「発達障がいの理解とより良いコミュニケーションのとり方」 滋賀県発達障害者支援センター 桜井 弥生 氏 ○ グループディスカッション

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で3年ぶりの開催となったこともあり、過去最多の57人の参加がありました。 ・「分野や官民、組織、法人を超えた連携協働の土台づくり」に叶う、多岐にわたる機関や窓口、職種からの参加があり、顔の見える関係づくりを進めることができました。
----	---

※上半期に計画していた第1回目は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から開催を中止しました。



【参加機関】

あいりんつむぎ地域包括支援センター、あずみの郷、大阪自彊館さわやか荘、大阪自彊館椽生の里、ふじの里、大津公共職業安定所高島出張所、こころいちばん計画相談支援センター、湖西総合在宅サービスセンターほろん、こころいちばん居宅介護支援センター、高島市障がい者相談支援センターコンパス、新旭養護学校、藤美寮、たかしま結びと育ちの応援団、デイセンターおーぶ、就労準備支援ホップ、清湖園、働き・暮らし応援センター、市社協きりり高島、市健康推進課、市子育て支援課、市障がい福祉課、市上下水道課、市総合戦略課、市地域包括支援課、市長寿介護課、市都市政策課、市保険年金課、市マキノ支所、市社会福祉課、市社協地域福祉課、市くらし連携支援室、つながり応援センターよろず

2) 生活困窮者支援のための緊急支援物資支援のネットワークづくり

生活困窮等の事情により緊急一時的に食料や物資の支援が必要な世帯を支援する支援者を応援する仕組みとして、緊急支援物資支援のためのネットワークづくりを進めています。

本取り組みでは、どこかに倉庫を設置し物資等をストックする手法ではなく、連絡網としてのネットワークをつくり、物資が必要になった際には、そのネットワークを機能させ、必要な物資等を提供する手法により緊急支援を行います。

昨年度に引き続き、高島市福祉施設協議会の構成施設・事業所（7 法人 20 事業所）、フードバンクびわ湖たかしまとの連携を進めました。

- 緊急支援物資による支援について、今年度は、食料 13 件の支援を実施しました。

令和元年度からの物資による緊急支援件数

	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
食料	1	10	13
物品	4	0	0
合計	5	10	13

- フードバンクびわ湖たかしまとの連携

フードバンクびわ湖たかしまとの連携を強化するための連携会議を実施するとともに、フードバンクびわ湖たかしまが子育て世帯等を対象に実施するフードドライブおよびフードパントリー事業に協力しました。

① 連携会議

回数	日時	内容
1	令和 3 年 5 月 10 日	フードバンクびわ湖たかしまとの連携会議

② フードドライブ・フードパントリーの活動協力

回数	日時	内容
1	令和 3 年 4 月 17 日	フードパントリー実施協力
2	令和 3 年 7 月 31 日	フードパントリー実施協力
3	令和 3 年 9 月 19 日	フードパントリー実施協力
4	令和 3 年 10 月 2 日	フードドライブ実施協力
5	令和 3 年 10 月 13 日	フードドライブ実施協力
6	令和 3 年 12 月 18 日	フードパントリー実施協力
7	令和 4 年 3 月 12 日	フードパントリー実施協力

3) ひきこもり状態にある方やその家族のための居場所づくり

支援関係機関の連携強化のために「つながり応援支援者ネットワーク会議」（前掲）を開催しました。

また、参加のきっかけや関係性の支援のための取り組みとして、中学校横の空き地を活用して「よろず畑」を開墾し、そこでの作業等を通じ、ゆるやかに社会参加できる居場所づくりを行いました。

「ゆるきち通信」を作成し、市内で利用できる居場所等の情報をひきこもり状態にある本人や家族に発信するツールとして発行しています。「ゆるきち通信」はひきこもり状態にある方やその家族を訪問する支援者が訪問のきっかけとして利用するなど、関係機関の支援ツールとしても発行しています。



4) 困窮する世帯の子どもの支援に関する事業

様々な事情や困りごとを抱える世帯の子どもの支援に関する取り組みとして、引き続き「フリースペース」の開設運営を行いました。

また、取り組みに参画する法人や施設、ボランティア等の参加のもと「フリースペース」をより良い取り組みとしていくための学び合いや協議の場として、「子どもの居場所に関する運営会議」を開催しました。

① 子どもの居場所づくり（フリースペース開設の取り組み）

支援や受け止めを必要とする子どもや家庭のために、市内の福祉施設やボランティアスタッフの協力のもと居場所をつくり、必要な学習や食事等の支援を提供する取り組みとしてフリースペースを開設しました。

今年度は新たに1か所でフリースペースが開設され、市内7か所で子どもたちの受け止めを行いました

新型コロナウイルス感染症の脅威が残る中でも、それぞれのフリースペースが、いま出来る事、ここで出来る事を模索し、感染予防の工夫を凝らしながら子どもたちの居場所づくりを行いました。



それぞれのフリースペースの良さを活かし出来る事を工夫しながら子どもたちの受け止めを進めました。

② 子どもの居場所に関する運営会議

フリースペースの安定的な運営のために、フリースペースに関わる施設管理者、専門員、子育て関連機関と事務局により、運営上の問題共有と課題の改善に向けた意見交換を行いました。

回数	日時	会場	内容
1	令和3年12月21日 午前10時～12時	高島市役所本庁 新館3階 会議室9・10	① 市内フリースペース運営状況報告 ② 意見交換：「フリースペースのいままでとこれから」について

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍でフリースペースの実施や子どもの受け止めがなかなか思うようにいかないなか、これまで積み重ねてきた工夫や難しい状況を乗り越える中での支えになったことなどを共有することができました。 ・支援機関や関係機関が、フリースペースの現場の声を聞くことができる機会をつくることができ、支援機関とフリースペースの距離感を縮めることができました。
----	--



市内それぞれのフリースペースから活動報告をいただいた後、グループにわかれ意見交換をおこないました。

5) 就労支援に関する事業

① 就労準備支援事業（社会福祉法人虹の会受託事業）

社会福祉法人虹の会により就労準備支援事業（就労準備支援ホップ）が実施されています。

ホップでは、個人にあったプログラムを作成し、「日常生活自立に関する支援」「社会自立に関する支援」「就労自立に関する支援」のメニューを織り交ぜて提供されています。

詳しくは

社会福祉法人 虹の会ホームページ

<https://www.shiganijinokai.net/hop>



② 認定就労訓練事業（社会福祉法人大阪自彊館実施事業）

社会福祉法人大阪自彊館の市内の救護施設 3 施設で認定就労訓練事業の認可を受けられていますが、令和3年度は利用実績がありませんでした。

5. その他 関連事業の取り組みの実績

1) 分野別相談支援センター連絡会

市との共同事務局体制のもと、各分野の基幹となるセンター同士がビジョン等を共有し、連携を深めるため、新たな連絡会を立ち上げました。

回数	日時	会場	内容
1	令和3年5月28日 午前10時～12時	高島市役所 新館3階 会議室10	○ 高島市における総合相談支援体制について ○ 各基幹センターの今年度の取組等について ○ 意見交換
2	令和4年1月21日 午後1時半～3時半	高島市役所 新館2階 会議室4	○ 高島市における総合相談支援体制等の評価について ○ 意見交換

2) 就労準備支援事業との一体実施

就労準備支援事業との一体実施のため、就労準備支援事業ケース会議に就労支援員が出席しました。

5月6日/7月9日/8月5日/9月2日/10月7日/11月4日/12月2日/
1月6日/2月3日/3月3日

3) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業（※滋賀県社協からの助成事業）

県社協が主催する「県内ひきこもり一斉電話相談会」に協力、2回実施しました。

また、ひきこもり状態にある方やその家族へのアウトリーチのためのツールとして「ゆるきち」通信（＝風の便り）を発行し、発行のための関係機関との打合せを行いました。

【県内ひきこもり一斉電話相談会】

第1回 令和3年9月9日 相談件数0件

第2回 令和4年2月17日 相談件数0件

【ゆるきち通信の発行】

8月/12月

【ゆるきち編集会議の開催】

5月21日/8月19日/11月10日/3月17日

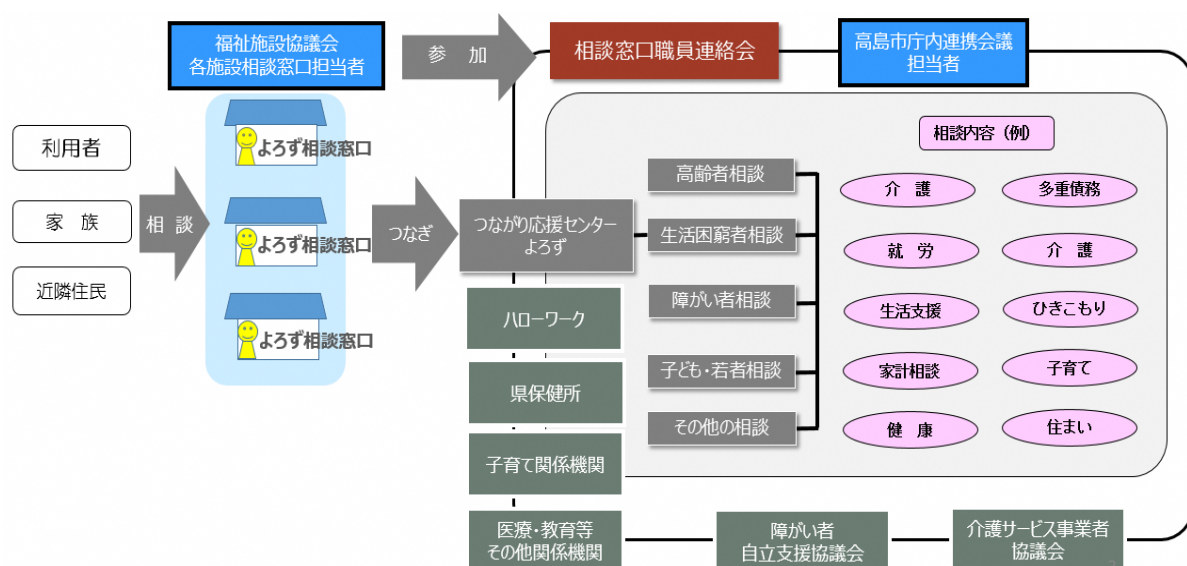
4) 高島市福祉施設協議会による地域貢献の取り組み

市内の社会福祉法人が加盟する高島市福祉施設協議会（事務局：高島市社会福祉協議会）では、会の地域貢献の取り組みとして、加盟事業所の協力のもと次の2つの取り組みを始めました。

① よろず相談窓口の設置

加盟法人内の協力事業所が、なんでも相談の窓口と担当を設置し、施設利用者やそのご家族、また近隣住民からの相談の窓口となり、受け付けた相談を必要な支援機関につないでいます。6法人 13 施設・事業所が協力事業所として窓口を設置しました。

【下図】高島市福祉施設協議会よろず相談窓口のしくみ



② 緊急支援物資支援ネットワークへの協力

社会福祉法人等の協力のもとネットワークの構築を進めて、今年度は7法人 20事業所が協力事業所として担当を設置しました。

6. 広報・啓発等の取り組みの実績

(1) 広報

- 1) 高島市社協広報『しふくのふくし』による広報
- 2) 高島市社協ホームページによる広報
- 3) 高島市広報「広報たかしま」による広報
- 4) 市ホームページによる広報

(2) その他会議・取り組み等

5月21日	ハローワークとの情報共有
9月3日	オフィス笑夢（遺産整理等の事業者）との情報共有
10月25日	滋賀県社協とフリースペースについての情報共有
1月21日	相談支援連絡会で事業説明と話題提供
1月28日	安曇川高校との連携のための意見交換

(3) 研修参加

4月14日	ひきこもり一斉電話相談会にかかる振り返りおよび研修会
6月10日	生活困窮者自立支援制度人材養成研修（滋賀県主催前期）
8月24日	「知ってほしいヤングケアラーのこと」研修
9月13日	主任相談支援員養成講座研修参加（国研修）
10月6日	ひきこもり支援従事者研修
10月8日	家計改善支援員養成研修（国研修）
11月4日	生活困窮者自立支援制度人材養成研修（県主催後期1日目）
11月8日	生活困窮者自立支援制度人材養成研修（県主催後期2日目）
11月22日	発達障害研修
11月26日	自立相談支援員養成研修（国研修）
12月7日	地域教育力向上講座「子育て世代のお金のはなし」
1月31日	ひきこもり一斉相談会にかかる研修会
2月2日	精神障がいへの理解と支援に関する研修会

(4) 視察・視察受入等

8月25日	兵庫県・県社協「包括的支援体制づくりセミナー」（実践報告）
9月15日	兵庫県・県社協「包括的支援体制づくりセミナーアフターセッション」
10月22日	広島県社協「地域共生社会実現のための地域の支え合いコーディネーター機能強化研修」（実践報告）
10月27日	守山市の居場所「レリーフ」視察および意見交換

7. これから取り組むべきこと

これからも継続して取り組んでいくことに加え、今後、改めて取り組んでいく必要のあることについて、次のとおりまとめました。これらの取り組みについて次年度以降の事業化も含め検討していく必要があります。

【相談支援機関連携の強化のための取り組み】

- ・これまで生活困窮者自立支援事業を通じて進めてきた総合相談支援体制づくりですが、高島市において地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を目指した「地域生活つむぎあいプロジェクト」の取り組みが進められる中、今まで以上に両事業におけるビジョンを共有し、連携した取り組みを推進していく必要があります。
- ・今年度より立ち上げた「分野別相談支援センター連絡会」には、福祉の各分野で相談支援の基幹となるセンターが参画し相互連携の促進を進めていますが、これらビジョンについても共有しながら更なる取り組みの一体化を進めていく必要があります。

【重層的支援体制整備における参加支援事業との連携】

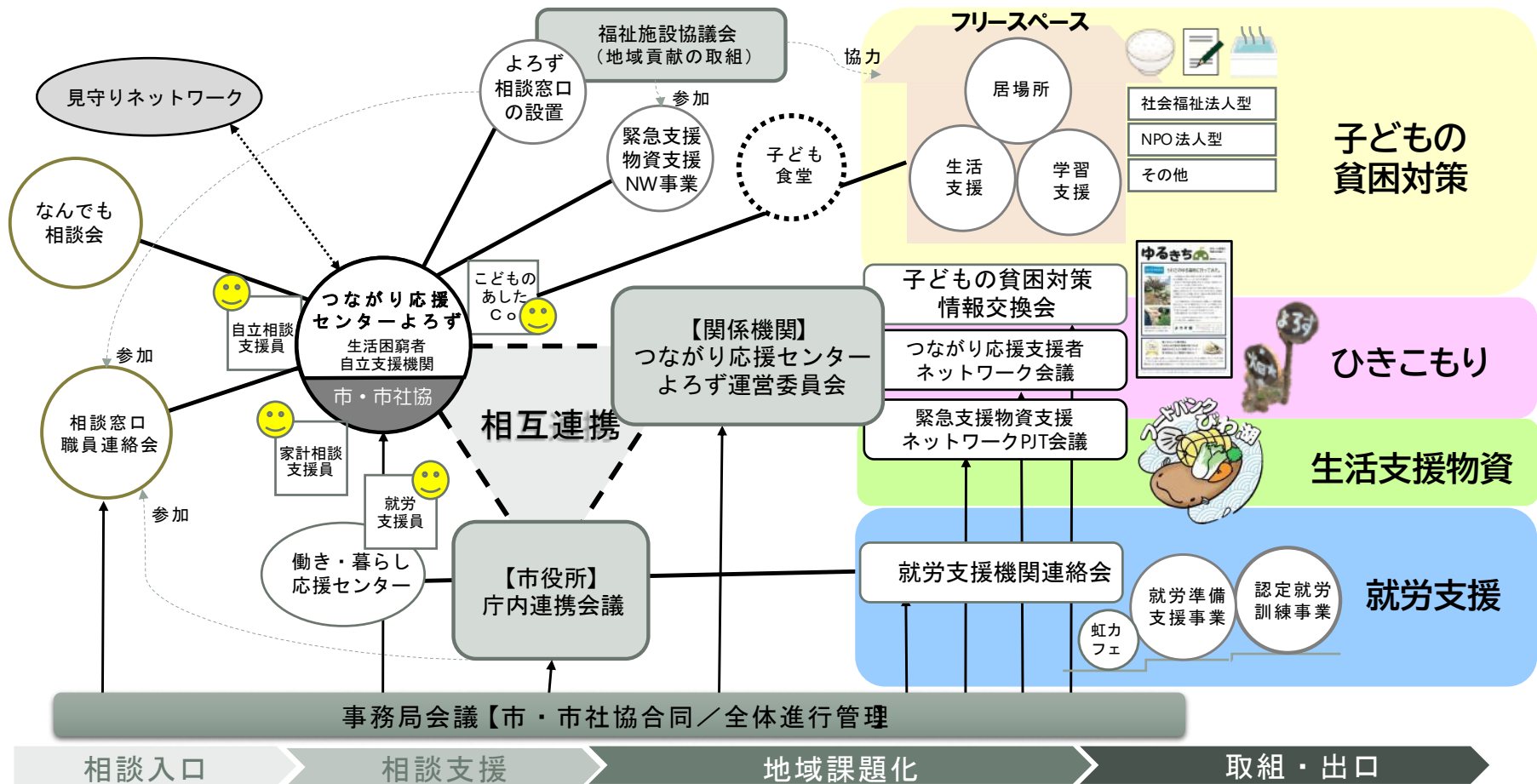
- ・次年度より孤立する若者等に対する支援として、参加支援事業が開始されます。
- ・これまで生活困窮者自立支援事業により推進されてきた、ひきこもり状態にある方の支援や就労準備支援事業等との連携を促進していく必要があります。

【学校と福祉の連携の促進】

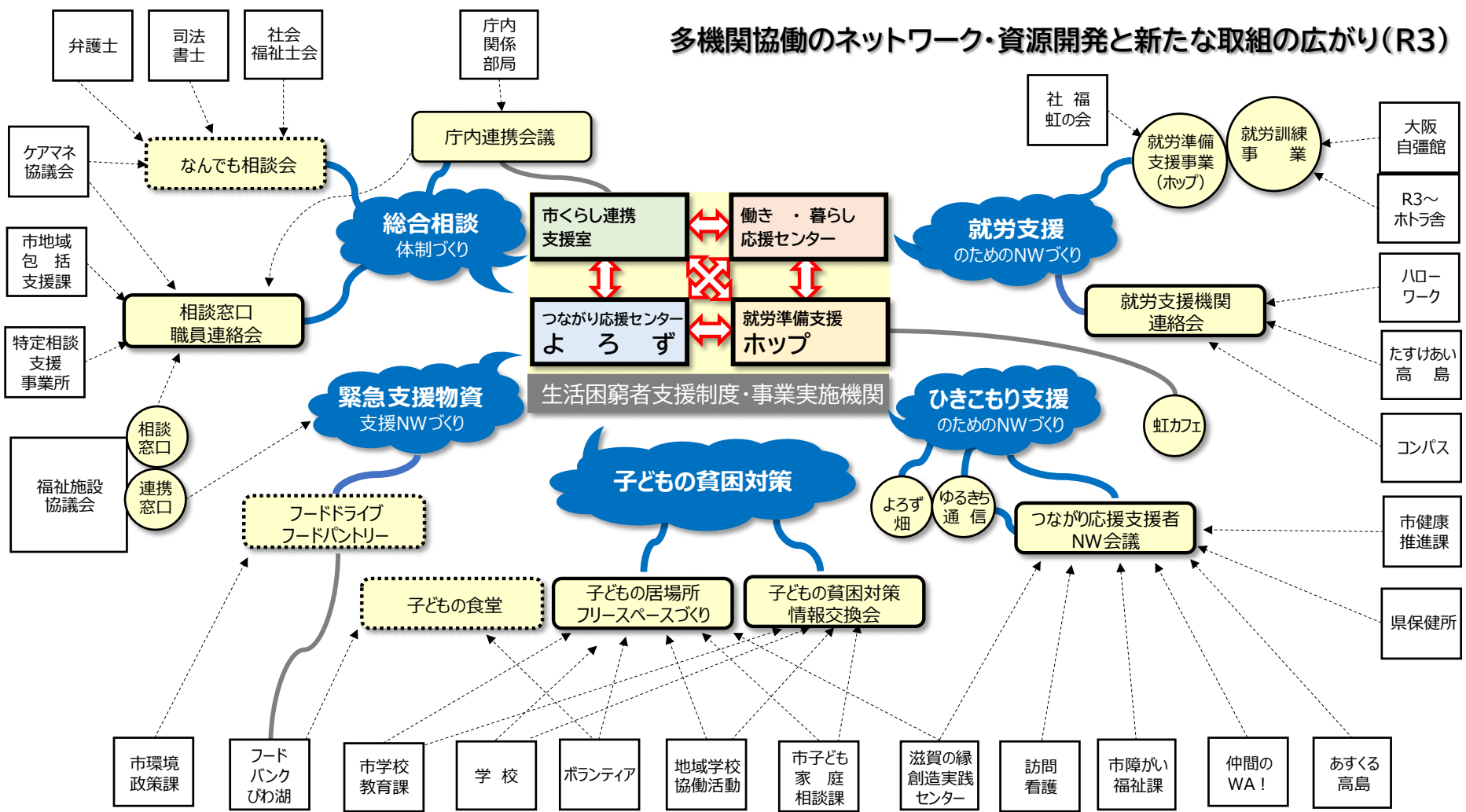
- ・フリースペース等の実践を進めるなかで、高校年代の子どもや子育て世帯の困窮に対する支援の必要性が生じています。特に、困窮世帯において子どもが高校を卒業し大学に進学や就職をする際の支援が十分ではなく、利用できる制度や必要な支援につながらないケースが見られます。
- ・困窮する世帯の子どもが進学や就職について、高校等と情報を共有し在学時からの連携を進めていく仕組みづくりを検討していきます。

卷末資料

令和3年度 生活困窮者自立支援制度にかかると高島市の事業推進ビジョン



多機関協働のネットワーク・資源開発と新たな取組の広がり(R3)



高島市自立相談支援機関運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 高島市自立相談支援事業実施要綱の規定に基づき自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働のしくみを検討し、開発的な取組みにより地域全体で包括的な支援体制を確保するため、自立相談支援機関運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について協議および検討を行う。（1）自立相談支援機関の運営に関すること。

(2) 生活困窮者の状況把握に関すること。

(3) 生活困窮者支援に関する課題の共有に関すること。

(4) 生活困窮者の包括的な支援体制の構築に関すること。

(5) 生活困窮者の課題解決のための地域づくりに関すること。

(6) 高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議との連携に関すること。

(7) 生活困窮者自立支援に関する行政、福祉・医療団体、住民自治組織および商工・経済団体等への提言、啓発その他必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 運営委員会の委員は、別表に掲げる者のうちから、高島市長（以下「市長」という。）が委嘱または任命する。

3 委員の任期は、3年以内とし、再任されることを妨げない。

4 委員が任期中に欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に、委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 運営委員会は、専門的な分野の協議を集中的に行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、運営委員および委員以外の関係者の中から委員長が指名する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 運営委員会の事務を処理するため、自立相談支援機関に事務局を置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

学識経験者
弁護士
保護司
民生委員・児童委員
社会福祉士
医師
医療・看護関係者
高齢者福祉関係者
障がい者福祉関係者
子育て世代・ひとり親支援関係者
児童福祉関係者
子ども・若者支援関係者
ボランティア団体関係者
非営利活団体動関係者
住民福祉活動団体関係者
社会福祉法人関係者
当事者支援団体関係者
家族支援団体関係者
教育・学校関係者
商工振興・経済団体関係者
認定就労訓練事業所の職員
市就労準備支援事業所の職員
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会の職員
社会福祉法人高島市社会福祉協議会の職員
滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所）の職員
高島市教育委員会事務局の社会教育担当部局の職員
市の高齢者福祉担当部局の職員
市の障がい者福祉担当部局の職員
市の子育て世代・ひとり親支援担当部局の職員
市の保健担当部局の職員
市の児童福祉担当部局の職員
市の子ども・若者支援担当部局の職員
前記に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

令和3年度つながり応援センターよろず運営委員会委員名簿

◎委員長（順不同、敬称略）

	お名前	ご所属
高島市福祉のまちづくり推進委員会		
1	藤井 博志 ◎	高島市福祉のまちづくり推進委員会 委員長 関西学院大学人間福祉学部人間福祉研究科 教授
2	谷 仙一郎	NPO法人元気な仲間 代表理事
関係機関・団体		
3	林 典男	高島市民生委員児童委員協議会連合会 会長
4	杉島 隆	高島市障がい者相談支援センターコンパス 所長 高島市就労準備支援ホップ 施設長
5	澤 和記	社福) 光養会特別養護老人ホームふじの里なごみの家 施設長
6	森井 良磨	特非) びわの音・西近江 生活相談員
7	森 真子	滋賀弁護士会 女性の法律事務所パール 弁護士
8	大塚 泰雄	高島保護区保護司会 会長
9	白崎 田鶴子	わつなぎの会 代表（わつなぎ食堂）
10	貫井 亜紀	フードバンクびわ湖・たかしま
行政機関		
11	上野 眞	子ども・若者支援センターあすくる高島 参与
12	土田 康弘	高島市 子ども未来部 子ども家庭相談課 主任
13	古村 ちひろ	高島市 健康福祉部 健康推進課 保健師
14	植村 祐太	高島市 健康福祉部 高齢者支援局 地域包括支援課 主査
15	土居 功一	高島市教育委員会事務局教育指導部社会教育課地域教育連携室室長
16	中渕 昌弘	滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所）次長
社会福祉協議会		
18	安武 邦治	社福) 滋賀県社会福祉協議会 地域福祉部門 縁企画・改革 G 参事
19	八坂 和美	社福) 高島市社会福祉協議会 地域福祉課 課長

事務局	大塚 寿彦	高島市 健康福祉部 社会福祉課 課長
	水口 まゆみ	高島市 健康福祉部 社会福祉課 暮らし連携支援室 室長
	清水 潤平	高島市 健康福祉部 社会福祉課 参事
	古谷 傳平	高島市社会福祉協議会 事務局長
	松本 道也	高島市社会福祉協議会 相談支援課 課長 つながり応援センターよろず センター長
	辻 雅俊	高島市社会福祉協議会 相談支援課 係長 つながり応援センターよろず 主任相談支援員
	河野 みゆき	つながり応援センターよろず 自立相談支援員
	中島 寿央	つながり応援センターよろず 家計改善支援員
	是永 麻記子	つながり応援センターよろず 子どものあしたコーディネーター

高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）の施行に際し、庁内の体制を整備し、法に定める生活困窮者の自立支援に向けた取り組みを推進するため、高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活困窮者に関する情報の収集および分析
- (2) 生活困窮者に関する支援内容の検討
- (3) 内部機関の連絡調整および組織体制の確立
- (4) その他、議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 連携会議は、議長および構成員をもって組織する。

- 2 議長は、健康福祉部社会福祉課長をもって充てる。
- 3 構成員は、別表に掲げる課等に属する職員のうちから、当該所属長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 連携会議の会議は、議長が必要に応じて招集し、議事を進行する。

- 2 議長に事故のあるとき、または欠けたときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 3 議長が必要と認めるときは、前条に規定する構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条 連携会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第3条関係）

政策部総合戦略課
危機管理局防災課
総務部税務課
総務部納税課
市民生活部市民協働課
市民生活部市民課
市民生活部保険年金課
市民生活部マキノ支所
市民生活部今津支所
市民生活部朽木支所
市民生活部安曇川支所
市民生活部高島支所
市民生活部新旭振興室
健康福祉部社会福祉課
健康福祉部障がい福祉課
健康福祉部健康推進課
健康福祉部高齢者支援局地域包括支援課
健康福祉部高齢者支援局長寿介護課
子ども未来部子育て支援課
子ども未来部子ども家庭相談課
子ども未来部子ども・若者支援センターあすくる高島
子ども未来部児童発達支援センター エール
農林水産部農業政策課
商工観光部商工振興課
都市整備部都市政策課
都市整備部上下水道課
高島市民病院地域医療支援部地域医療連携室
高島市民病院事務局医事課
教育委員会事務局教育総務部社会教育課
教育委員会事務局教育指導部学校教育課
教育委員会事務局教育指導部学校給食課

高島市生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）および子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の規定に基づき、高島市が生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、困難な状態に置かれた生活保護世帯を含む生活困窮世帯を支えるとともに、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する生活支援および学習支援を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、高島市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できると認められる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める民間団体に事業の全部または一部を委託することができる。

(事業対象者)

第3条 本事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者のうち、第7条に規定する支援検討会議において選定された者とする。

- (1) 生活保護世帯の小・中学生およびその保護者
- (2) 生活困窮状態にある世帯もしくはそのおそれがある世帯および養育環境に課題があり支援が必要な世帯の小・中学生およびその保護者
- (3) 前項に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 本事業における支援の期限は、原則として対象となる子どもの中学校卒業時とする。ただし、支援検討会議において卒業後も支援することが適当と判断されたときは、対象となる子どもの高等学校等卒業時もしくは18歳を迎える年度末までとする。

(事業内容)

第4条 本事業は、早期かつ包括的な支援を目指すため、次に掲げる取組みを実施する。

- (1) 日常生活習慣の形成や社会性の育成等の生活支援
- (2) 学習支援
- (3) 居場所の提供
- (4) 調理実習や年中行事体験、ボランティア等の体験活動の提供
- (5) ライフキャリア支援
- (6) 進学・就職等進路に関する情報の提供
- (7) 対象者世帯に対する養育・生活支援
- (8) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

2 本事業の目的の範囲内において、対象者の状況や地域の実情に応じ、支援実施場所や支援実施時間および支援内容等については柔軟に設定のうえ実施することとし、創意工夫により効率的・効果的に実施する。

3 本事業は、保護者の支援において自立相談支援事業の利用が必要と認められる場合にはすみやかにその利用を推奨し、適切に連携を図りながら一体的に支援を実施する。

(配置職員)

第5条 市長が直営または委託により本事業を実施するには、生活・学習支援担当者を1人以上配置する。なお、他業務との兼務を可能とする。

2 生活・学習支援担当者は、原則として厚生労働省もしくは滋賀県等が実施する養成研修を修了した者とする。ただし、当分の間はこの限りでない。

3 生活・学習支援担当者は、保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、看護師等の資格を有する者等、子ども・子育て支援を適切に行うことができる人材であることが望ましい。

(取組内容)

第6条 本事業は、生活困窮世帯に対する早期かつ包括的な支援として、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 支援実施場所の開設・運営、実施場所管理者との連絡調整
- (2) 支援専門員・ボランティアの募集・登録、実施場所派遣の調整
- (3) 対象者の候補者選定、保険加入等支援に関する各種手続き
- (4) 対象者のアセスメント、支援プランの作成・評価
- (5) 対象者からの進路・養育等に関する相談対応
- (6) 生涯にわたる自分らしい生き方の模索とキャリア形成の援助
- (7) 支援検討会議、事業運営会議、実施場所別運営会議等の開催
- (8) ボランティア向け研修や新規ボランティア養成講座等の開催
- (9) 自立相談支援事業との連携、支援調整会議への参加
- (10) 関連する支援機関・法人等との連携、関係会議体への参画
- (11) 地域・学校における居場所や経験・体験の提供活動への参画
- (12) 貧困対策の周知啓発および事業への協力事業所・企業の開拓

(支援検討会議)

第7条 本事業の対象者の選考および支援プランの策定等にあたり、次に掲げる事項を主な目的として支援検討会議を開催する。

- (1) 新規対象者の支援開始
- (2) 既存対象者の支援終結
- (3) 支援実施場所別の対象者調整
- (4) 事業全体の対象者調整
- (5) プランの適切性の協議
- (6) 各支援機関によるプランの共有
- (7) プラン終結時等の評価
- (8) 対象者世帯全体の支援調整の検討

2 支援検討会議の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(支援承認)

第8条 市長は、支援検討会議において選ばれた新たな対象者に対し、支援承認を行う。

2 市長は、策定された支援プランの内容が適切であるか否かを確認する。

(事業運営会議)

第9条 本事業の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働のしくみを検討し、開発的な取組みにより地域全体で包括的な支援体制を確保するため、事業運営会議を設置する。

2 事業運営会議の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(貧困の連鎖防止に向けた地域づくり)

第10条 本事業は、生活困窮世帯の自立および貧困の連鎖の防止に向け、早期かつ包括的な支援が提供されるよう検討の場を設ける。

2 本事業は、効率的かつ効果的に生活困窮世帯を早期把握し包括的な支援を行うため、ネットワークづくりを一層進め、関係機関との連携およびその活用を図る。

3 本事業は、生活困窮世帯の支援および貧困対策に関する新たな社会資源の開発に努める。

(ひとり親家庭等支援施策との連携)

第11条 ひとり親家庭等の子どもに対する生活・学習支援事業と連携し、効果的かつ効率的な支援を構築する。

(社会福祉法人の公益的な取組みとの連携)

第12条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人の公益的な取組みを活用し、法人との連携を図る。

(対象者の安全衛生等への配慮)

第13条 対象者に対し、安全衛生、災害補償について適切な配慮を行う。

2 災害補償について、対象者が支援実施中に被災した場合に備え、適切な保険に加入する。

(個人情報の共有)

第14条 市長は、対象者に関する個人情報を、関係機関と共有するものとする。この場合において、本人から承諾を得ることとし、その取扱いは、高島市個人情報保護条例(平成17年高島市条例第10号)の定めるところによる。

(守秘義務)

第15条 本事業に関わる者または関わった者は、正当な理由がなく、本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

高島市就労準備支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、高島市が就労準備支援事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わり不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、高島市とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると思われる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める民間団体に本事業の全部または一部を委託することができる。

(対象者)

第3条 本事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者

イ 申込日の属する月における生活困窮者および生活困窮者同一の世帯に属する者の収入を合算した額が、申込日の属する年度（利用申込日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）および生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ウ 申込日における生活困窮者および生活困窮者同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者および準ずる状況に陥るおそれのある者として市長が本事業による支援が必要と認める者であること。

(事業内容)

第4条 本事業は、日常生活自立、社会生活自立および就労自立の力を高めるため、次に掲げる取組みを実施する。

- (1) 就労準備支援プログラムの作成・見直し
- (2) 日常生活自立に関する支援
- (3) 社会生活自立に関する支援
- (4) 就労自立に関する支援
- (5) アウトリーチ等による早期からの継続的な個別支援
- (6) 就労体験先の開拓・マッチング支援

2 本事業は、自立相談支援機関との間でアセスメントの結果や支援の内容、対象者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら一体的に支援を実施する。

3 本事業における支援の実施期間は、1年を超えない期間とする。ただし、利用終了後も一般就労につながらなかった場合で、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて事業を利用することが適切と判断されたときは、この限りではない。

(職員の配置)

第5条 本事業を実施するため、就労準備支援担当者を1人以上配置し、常勤の責任者を配置するものとする。ただし、就労準備支援担当者および常勤の責任者は、他の業務との兼務を可能とする。

2 就労準備支援担当者は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援事業に従事していた者など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であって、厚生労働省もしくは滋賀県等が実施する養成研修を終了している者であることが望ましい。

(事業運営会議)

第6条 本事業の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働のしくみを検討し、開発的な取組みにより地域全体で包括的な支援体制を確保するため、事業運営会議を開催する。

(障がい者等支援の活用)

第7条 本事業は、障がい者等の支援により蓄積された専門的知識・技術を活用した就労支援を行う福祉専門職との連携を図る。

(対象者の安全衛生面等への配慮)

第8条 本事業における就労体験および講習等を受ける対象者に対し、安全衛生面、災害補償面について一般労働者の取扱いを踏まえた適切な配慮を行う。

2 災害補償面について、対象者が就労体験・講習中等に被災した場合に備え、適切な保険に加入する。

(被保護者就労準備支援施策との連携)

第9条 本事業は、被保護者就労準備支援事業と連携し、効果的かつ効率的な支援を構築する。

(個人情報の共有)

第10条 市長は、対象者に関する個人情報を関係機関と共有するものとする。この場合において、市長は、本人から承諾を得ることとし、その取扱いは、高島市個人情報保護条例(平成17年高島市条例第10号)の定めるところによる。

(守秘義務)

第11条 本事業に関わる者または関わった者は、正当な理由がなく、本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和3年度就労支援機関連絡会 開催要項

開催趣旨:高島市内において就労支援を行う機関が複数あり、さらに平成27年4月には生活困窮者自立支援事業という新たな枠組みの中、就労支援事業を行うセンターが設立された。

しかし、これら各機関の機能や役割について相互理解をする機会もなく、課題の共有もないまま、連携も十分に機能しているとは言えない。

そこで、市内で就労支援を行う関係機関による連絡会を開催し、市内における就労支援の課題を共有すると共に、支援のための相互理解と連携を進める。

実施内容:①市内の就労支援を主として行う関係機関の課題と地域課題の共有

②市内の就労支援を主として行う関係機関の相互理解と連携促進

構成機関:高島公共職業安定所高島出張所、湖西地域働き・暮らし応援センター、あすくる高島、就労準備支援ホップ、障がい者相談支援センターコンパス、市子ども家庭相談課、新旭養護学校、市社会福祉課くらし連携支援室、つながり応援センターよろず

開催日程:年3回程度開催

主 催:働き・暮らし応援センター

つながり応援センターよろず(事務局:高島市、高島市社会福祉協議会)

つながり応援支援者ネットワーク会議 開催要項

趣 旨

実社会とのつながりが希薄化し社会的に孤立している状態、いわゆるひきこもり状態にある方が抱える問題や課題は個別性が高く、個々に応じた支援が必要とされています。

市内でも、家族あるいは支援者等から各相談機関に相談が寄せられ支援につながるケースもありますが、まだまだ支援の必要な方が潜在化していることが予測されるほか、相談につながったケースにおいても、相談者が抱える複雑多様な問題について、各関係機関がそれぞれの強みを発揮しながら連携し、支援を進めていく必要があります。

また、ひきこもり状態にある方の社会参加に向けての支援は、中・長期にわたる連続性・継続性が必要であり、安定した仕組みの中で連携してこれにあたる仕組みづくりを進めていく必要があります。

”引きこもり者やその家族の支援”にフォーカスし、これらの仕組みづくりを含め、関係機関のより良い連携について検討することを目的に標記会議を開催します。

会議の目的

現状の関わりの中での課題や支援の状況などを共有しながら、関係機関が良く連携して、支援を進めるための支援の仕組みやチームのあり方について検討します。

参加機関等

あすくる高島、仲間のWA!、市健康推進課、高島保健所、夢の木訪問看護ST、コンパス、市障がい福祉課、市社会福祉課、働き・暮らし応援センター、ホップ、よろず



本書の内容については、
ホームページからご覧いただけます。

<http://takashima-shakyo.or.jp>